

令和 6 年 9 月 11 日

第 3 回電子処方箋推進会議

資 料 1

電子処方箋の普及拡大に向けた対応状況等

- 導入支援や医療機関・薬局・システム事業者等の具体的状況 -

厚生労働省医薬局総務課

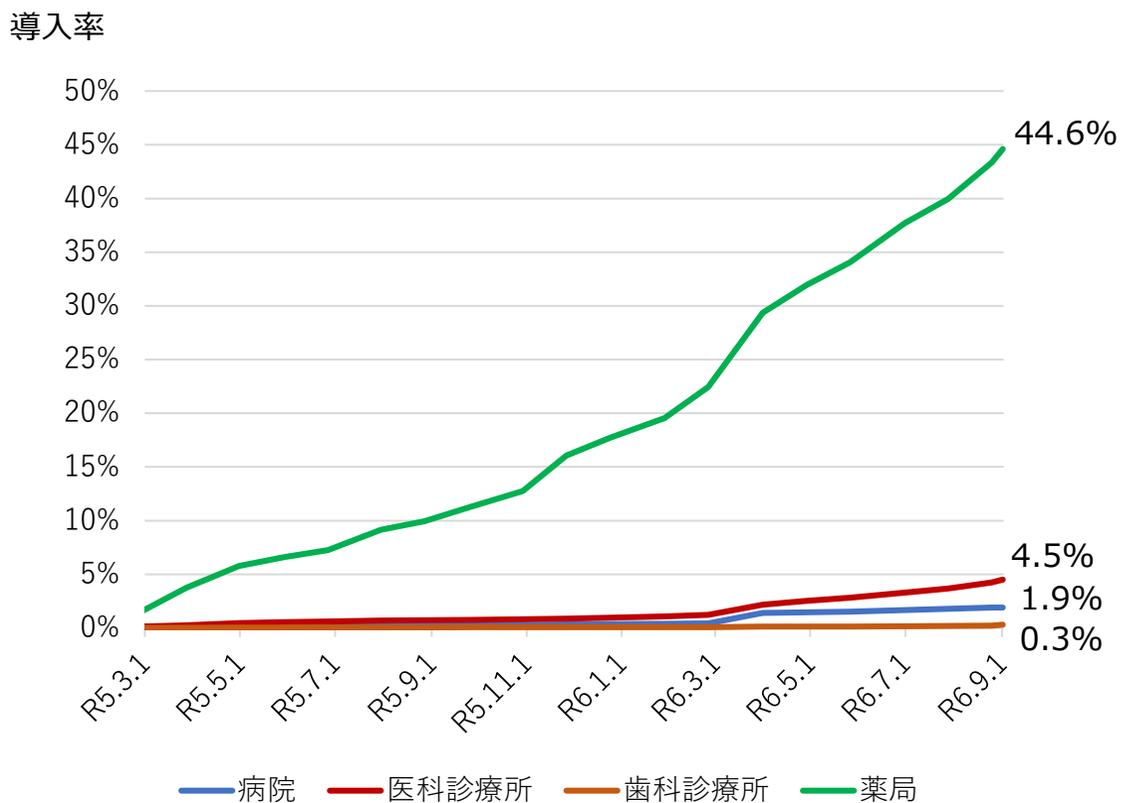
電子処方箋サービス推進室

本日の内容

1. 電子処方箋の普及状況等
2. 医療現場から挙げられる主な導入阻害要因とそれに対する厚生労働省の対策
 - 2.1 導入支援の拡充
 - 2.2 公的病院・公立病院の今後の対応状況
 - 2.3 電子署名及びシステム事業者への対応
 - 2.4 周知広報対応

1. 電子処方箋の普及状況

- 令和6年9月1日現在、全国30,609施設(14.6%)で電子処方箋の運用開始済。内訳は病院153(1.9%)、医科診療所3,645(4.5%)、歯科診療所150(0.3%)、薬局26,661(44.6%)。
- 店舗数が多い薬局ほど導入率が高いが、店舗数が少ない薬局でも3分の1以上が運用開始済。仮に足下の導入実績が継続すると、年度内に大宗の薬局への導入が見込まれる。



	導入済	未導入	導入率	総店舗数
店舗数300以上	5,651	4,184	57.5%	9,835
店舗数299~100	2,480	1,827	57.6%	4,307
店舗数99~30	3,421	2,510	57.7%	5,931
店舗数29~20	1,247	1,355	47.9%	2,602
店舗数19~15	890	981	47.6%	1,871
店舗数14~10	1,580	1,749	47.5%	3,329
店舗数10~5	3,020	4,356	40.9%	7,376
店舗数4~3	2,511	3,944	38.9%	6,455
店舗数2	1,968	3,538	35.7%	5,506
店舗数1	3,893	8,746	30.8%	12,639
総計	26,661	33,190	44.6%	59,851

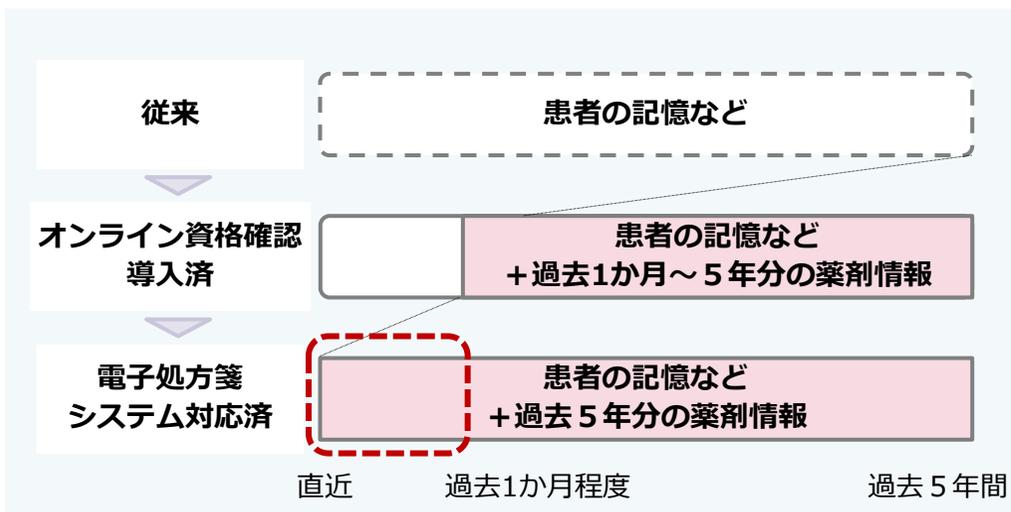
(注) 導入率は、電子処方箋対応施設数をオンライン資格確認導入施設数で除したものの。

(注) 上表は厚生労働省による試算データ

1. 電子処方箋システムによる薬剤情報の拡充

- 電子処方箋システムの導入により、電子処方箋、または紙の処方箋を問わず、処方・調剤した薬剤情報は電子処方箋管理サービスへの即時反映が可能となる。
- これにより、電子処方箋システムを導入した医療機関・薬局において、患者の「直近の」薬剤情報まで共有される。また、処方・調剤時、この薬剤情報を活用した重複投薬や併用禁忌のシステムチェックが可能となる。

患者の「直近の」薬剤情報まで確認可能



凡例

□ お薬手帳や患者とのコミュニケーションを基に把握する情報

■ 電子処方箋管理サービスなどに記録されたお薬のデータを基に把握する情報

※ 紙の処方箋を含め、電子処方箋管理サービスに登録された処方・調剤した薬剤情報は活用が可能

※ マイナ保険証での受付によって薬剤情報の閲覧は可能となる

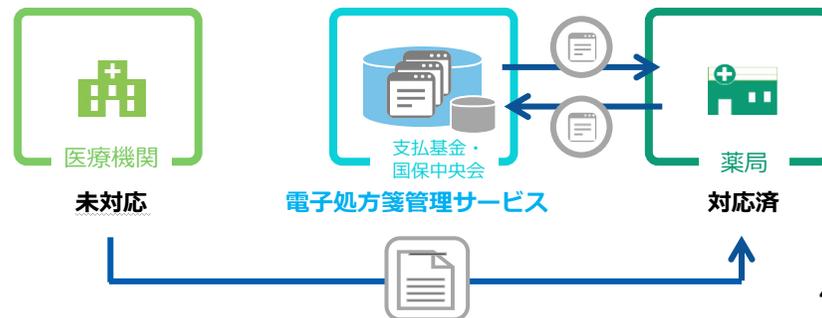
▶ 医療機関・薬局の双方が電子処方箋システムに対応している場合

医療機関の処方箋発行、薬局の調剤結果登録のいずれも電子的に可能となる。これにより、今後患者が訪れた電子処方箋対応医療機関・薬局でリアルタイムの薬剤情報の活用が可能となる。



▶ 薬局のみが電子処方箋システムに対応している場合

紙の処方箋を受け付けた薬局は調剤結果を登録する。これにより、今後患者が訪れた電子処方箋対応医療機関・薬局でリアルタイムの薬剤情報の活用が可能となる。

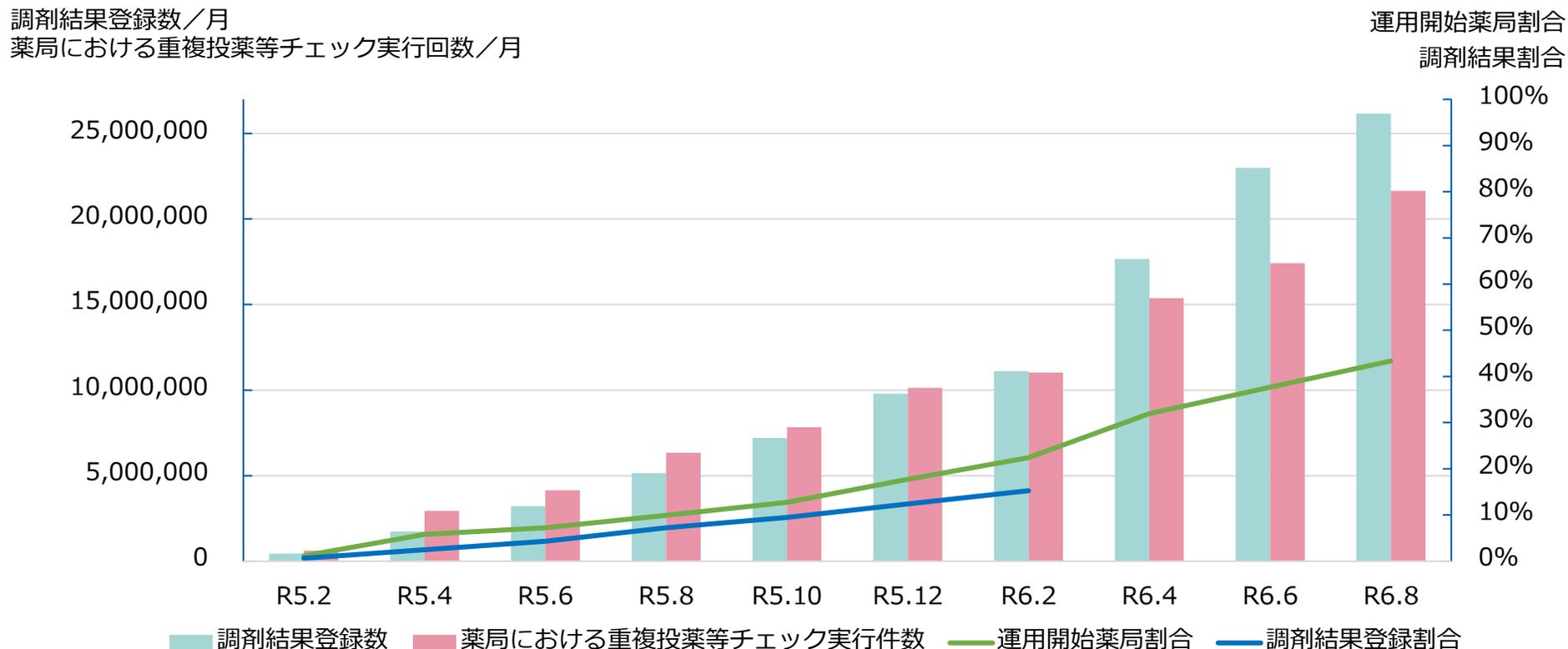


1. 薬局における電子処方箋の利用

- 電子処方箋システムを導入した薬局では、紙の処方箋分を含め調剤結果情報の電子処方箋管理サービスへの登録が進んでおり（累計件数は1.9億件超）、仮にこの加速ペースが継続すると、年度末には、患者の服薬情報の大半が同サービスに登録される状況となることが期待される。

※ 医療DX推進体制整備加算の要件として、「調剤後速やかに調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録すること」が求められている。

- 同サービスに蓄積される患者の直近の薬剤情報が充実することに伴い、重複投薬等チェック機能の利用も増加（累計回数は1.8億回超）。重複投薬や併用禁忌の回避した好事例も多数報告されている。



(医薬局総務課で作成)

(注) 調剤結果登録割合は、電子処方箋管理サービスに登録された調剤結果登録数から、調剤医療費の動向調査（厚生労働省）における処方箋枚数（全数）で除したものの。

2. 医療現場から挙げられる主な導入阻害要因とそれに対する厚生労働省の対策

医療現場が導入をためらう要因

① 導入にかかる費用負担が重い

② 周囲の医療機関・薬局が導入していない
(導入施設数が限られ、緊要性を感じない)

③ 複数のシステム改修が次々と(断続的に)
必要となることによる負担が大きい

④ 電子署名対応に手間がかかる
(HPKIカード不足・発行遅延、カードリーダー不足)

⑤ 患者からの要請がなく、ニーズを感じない

対策

① 導入補助金を拡充、医療DX推進体制整備
加算の創設

② 公的病院・公立病院(公的病院等)を中心
に導入推進を強化

③ 複数のシステム改修の一体的な導入を推進

④ マイナンバーカードを活用した電子署名の
仕組み構築(2023年12月)、リモート署名
の推進、システムベンダへの早期導入呼び
掛け

⑤ 国民向け周知広報を強化

2.1 導入補助金の拡充

- 令和5年12月以降、①令和5年12月に実装した追加機能※の補助（補助上限の引上げ）、②都道府県による追加導入費用の助成（補助率の引上げ）を実施。
- ②について、19都府県が実施を決定し、さらに宮城県、栃木県、石川県、滋賀県、奈良県、岡山県等が実施を積極的に検討中。

追加機能への拡充

	大規模病院	病院	診療所	大型チェーン薬局	薬局
基本機能部分 (従前補助)	162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円を 上限に、その1/3を補助	108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円を 上限に、その1/3を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を 上限に、その1/2を補助	9.7万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を 上限に、その1/4を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を 上限に、その1/2を補助
追加機能部分 ※既に基本機能を 導入している施設	45.2万円を上限に補助 ※事業額の135.6万円を 上限に、その1/3を補助	33.3万円を上限に補助 ※事業額の100万円を 上限に、その1/3を補助	12.3万円を上限に補助 ※事業額の24.5万円を 上限に、その1/2を補助	6.4万円を上限に補助 ※事業額の25.6万円を 上限に、その1/4を補助	12.8万円を上限に補助 ※事業額の25.6万円を 上限に、その1/2を補助
基本機能+ 追加機能部分	200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円を 上限に、その1/3を補助	135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円を 上限に、その1/3を補助	27.1万円を上限に補助 ※事業額の54.2万円を 上限に、その1/2を補助	13.8万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を 上限に、その1/4を補助	27.7万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を 上限に、その1/2を補助

都道府県による追加導入費用の助成（補助率の引上げ）

都道府県助成
(医療提供体制推進事業費補助金)

都道府県が環境整備のため薬局等へ導入費用を助成（国が一部補助）

都道府県助成と①の補助金を合わせて受け取ることが可能。その場合の導入費用に対する財政支援全体の割合は最大で

病院:1/2、診療所・薬局（大型除く）:3/4、大手チェーン薬局:1/2

(※) 現在、以下の都道府県において事業実施。他、9月以降補正に向けて複数の都道府県で検討中。

青森県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、長野県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、広島県、山口県、福岡県、熊本県

2.1 医療DX推進体制整備加算の創設

- 医療DX推進体制整備加算として、令和6年6月から、マイナ保険証、電子処方箋などの「医療DX推進体制」を評価（医科8点、歯科6点、調剤4点）。本年10月からはマイナ保険証の利用率に応じて更に増点予定。
- 加算の要件として、電子処方箋を令和7年3月31日までに運用開始することが求められる。

医療DX推進体制整備加算及び医療情報取得加算の見直し

中 医 協 総 - 9
6 . 7 . 1 7

令和6年6月～9月

医療DX推進体制整備加算	8点
医療DX推進体制整備加算（歯科）	6点
医療DX推進体制整備加算（調剤）	4点

※初診時に所定点数を加算

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）
～中略～

（6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、実績を一定程度有していること。（令和6年10月1日から適用）

令和6年10月～

医療DX推進体制整備加算1	11点
医療DX推進体制整備加算1（歯科）	9点
医療DX推進体制整備加算1（調剤）	7点

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）

（6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、**十分な実績**を有していること。

（新）マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。

医療DX推進体制整備加算2	10点
医療DX推進体制整備加算2（歯科）	8点
医療DX推進体制整備加算2（調剤）	6点

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）

（6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、**必要な実績**を有していること。

（新）マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。

医療DX推進体制整備加算3	8点
医療DX推進体制整備加算3（歯科）	6点
医療DX推進体制整備加算3（調剤）	4点

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）

（6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、**実績**を有していること。

マイナ保険証利用率（案）（注）利用率は通知で規定

利用率実績	令和6年7・8月～	令和6年10・11月～
適用時期	令和6年10月～	令和7年1月～
加算1	15%	30%
加算2	10%	20%
加算3	5%	10%

※ 適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。ただし、令和6年10月～令和7年1月は、適用時期の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率を用いることもできる。

※ 令和7年4月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、本年末を目途に検討、設定。

2.2 公的病院等への早期の電子処方箋対応要請

- 『第5回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム』（令和5年11月17日開催）において、武見厚生労働大臣から各公的病院団体に対し、マイナ保険証利用率向上と併せて電子処方箋の率先導入を要請。
- 令和5年11月、厚生労働省ハイレベルから公的病院等を所管する他省庁にも率先導入を要請。令和6年6月、各病院・省庁に再度要請。

公的病院への厚生労働大臣要請

当日参加した公的病院団体

- ・ (NHO) 独立行政法人国立病院機構
- ・ (JCHO) 独立行政法人地域医療機能推進機構
- ・ (NC) 高度専門医療研究センター各病院
- ・ (JOHAS) 独立行政法人労働者健康安全機構
- ・ 日本赤十字社
- ・ 社会福祉法人恩賜財団済生会



他省庁所管の病院団体への早期対応要請

対象の病院団体

- 文部科学省所管
 - ・ 国立大学病院、公立大学病院、公立学校共済組合
- 財務省所管
 - ・ (KKR) 国家公務員共済組合連合会
- 農林水産省所管
 - ・ JA厚生連（全国厚生農業協同組合連合会）
- 防衛省所管
 - ・ 自衛隊病院
- 総務省所管
 - ・ 都道府県立病院、市町村立病院

再度要請

- ・ 令和6年6月末「「マイナ保険証利用促進集中取組月間」における積極的な対応の協力依頼について」通知を发出。
- ・ 上記、病院団体を対象に電子処方箋に関する改めでの早期対応を要請。

2.2 公的病院等の今後の対応状況

○ 厚生労働省所管病院で7割、他省庁所管病院で4割が令和6年度中に導入予定。（詳細は参考資料を参照）

病院団体		導入済		～R7.3		小計		～R8.6		中計		R8.7～又は未定		総計		
厚労省所管	旧国立等	NHO（国立病院機構）		4	3%	94	67%	98	70%	29	21%	127	91%	13	9%	140
		JCHO（地域医療機能推進機構）		3	5%	40	70%	43	75%	14	25%	57	100%	0	0%	57
		JOHAS（労働者健康安全機構）		4	13%	26	87%	30	100%	0	0%	30	100%	0	0%	30
		NC（国立高度専門医療研究センター）		0	0%	6	75%	6	75%	2	25%	8	100%	0	0%	8
	小計		11	5%	166	71%	177	75%	45	19%	222	94%	13	6%	235	
	その他	日本赤十字社		5	6%	62	69%	67	74%	17	19%	84	93%	6	7%	90
		済生会		3	4%	40	50%	43	54%	17	21%	60	75%	20	25%	80
中計（厚労省所管）		19	5%	268	66%	287	71%	79	20%	366	90%	39	10%	405		
他省庁所管	国立大学病院		3	7%	26	57%	29	63%	13	28%	42	91%	4	9%	46	
	公立大学病院		0	0%	5	28%	5	28%	8	44%	13	72%	5	28%	18	
	公立学校共済組合		1	13%	5	63%	6	75%	1	13%	7	88%	1	13%	8	
	KKR（国家公務員共済組合連合会）		4	13%	28	88%	32	100%	0	0%	32	100%	0	0%	32	
	JA厚生連（全国厚生農業協同組合連合会）		0	0%	27	28%	27	28%	21	22%	48	51%	47	49%	95	
	自衛隊病院		0	0%	1	11%	1	11%	6	67%	7	78%	2	22%	9	
	都道府県立病院		28	12%	63	27%	91	39%	47	20%	138	59%	97	41%	235	
	市区町村立病院		41	6%	222	34%	263	41%	134	21%	397	61%	250	39%	647	
小計（他省庁所管・関係）		77	7%	377	35%	454	42%	230	21%	684	63%	406	37%	1,090		
総計		96	6%	645	43%	741	50%	309	21%	1,050	70%	445	30%	1,495		

2.2 公的病院等の導入遅延要因

- 令和6年度内に電子処方箋の導入が難しい要因は以下のとおり。

～R8.6までの対応見込みの病院

	令和6年度中に導入が未完了となる理由	割合
1	2年以内に電子カルテの全更改を控えている。電子処方箋を早期導入しても二重投資になり、負担が厳しい。	52.3%
2	電子カルテを未導入で、単独で電子処方箋を導入するよりも膨大な費用がかかる。標準型電子カルテと一体的な導入を進めていく。	10.0%
3	院外処方箋を発行しておらず、院内処方箋で主に対応している。	6.8%
4	移転や建替、他病院との統合を予定。	4.8%
5	その他 <ul style="list-style-type: none">システム事業者の追加機能実装を考慮しての対応を計画しているが、今年度内の導入に間に合わない。運用検討とシステム改修を考慮すると半年以上かかる。予算要求で難航しているが調整でき次第、対応する。	26.1%

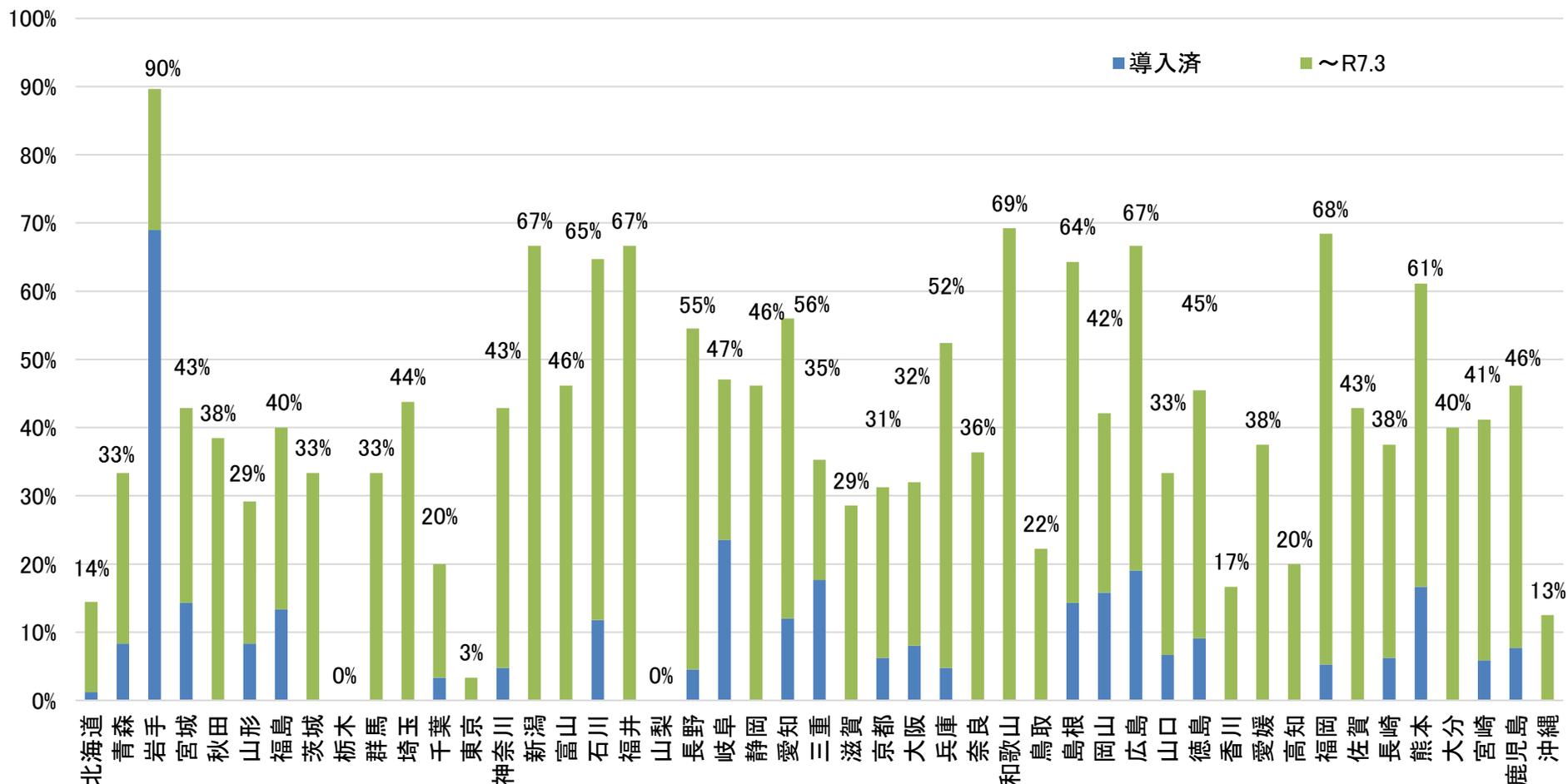
R8.7～又は未定

導入が未完了となる主な理由

- ・ 電子カルテの全更改のタイミングで導入したい。
- ・ 電子カルテが未導入で膨大な費用がかかる。また、運用の確立に時間を要する。
- ・ 院外処方箋を発行しておらず、院内処方箋で主に対応している。
- ・ 予算確保ができていない。
- ・ システム事業者が未対応または病院システムの仕様を踏まえたシステム事業者との調整が十分でない等で、具体的な予定時期を挙げるができない。
- ・ 電子処方箋対象外の公費負担患者が多く、今後の電子処方箋の対象拡大を見ながら検討中。
- ・ 周辺の薬局が未導入のため。周辺薬局の動向を見て見極めたい。

2.2 都道府県立・市区町村立病院の導入予定

- 以下グラフは、都道府県別の都道府県立・市区町村立の全病院中、令和6年度までに導入する割合を示すもの。
- 現行計画では、岩手県、和歌山県、福岡県、新潟県、福井県、広島県、石川県で導入率が高く、栃木県、山梨県、東京都で低くなる見込み。



2.3 電子署名に関する理解向上のための取組み

- HPKI認証局の協力も得て、マイナポータル経由の電子署名申請のマニュアルを整備して公表。
- 電子署名の仕組みや運用例、システム構築例に関する説明資料も公表。

電子署名申請マニュアル



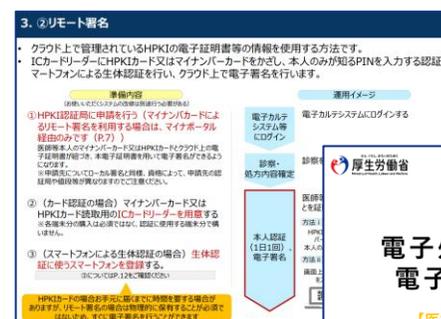
マイナポータル上で
マイナンバーカードを
活用した電子署名の申請

【医療機関・薬局の方々へ】

令和6年6月 1.0版
厚生労働省 医薬局

- 医師、歯科医師、薬剤師がマイナポータルから申請しやすいよう、フローを作成。
- マイナポータルからのログインからその後の申請フローも画面イメージ付きで説明。

電子署名の説明資料



電子処方箋における
電子署名について

【医療機関・薬局の方々へ】

令和6年4月 1.0版
厚生労働省 医薬局

- 電子署名の仕組み、署名方式の違いによる運用の相違などを説明。リモート署名は1日1回、マイナンバーカードやスマートフォンの生体認証といった方式で本人認証すれば、その後の操作不要で電子署名を付することが可能であること等。
- その他、システム構築例なども案内。

(※) 上記の資料については、厚生労働省HP・電子処方箋ページ

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>) の「電子署名」の項目において公開中。

2.3 システム事業者における開発・導入状況（病院向け）

- 合計約4.5千のユーザー施設をもつシステム事業者から開発状況等を確認。現時点で多くの事業者が電子処方箋に対応済。
（注）令和2年の医療施設調査（厚生労働省）によると、令和2年時点の病院の電子カルテ導入数は4,109施設
- ICカード不足によるHPKIカードの発行遅延も考慮し、マイナンバーカードを活用した電子署名も早期開発要請を継続して実施。今年度上期に多くのシステム事業者が対応予定。

	ベンダ名	基本機能	追加機能 リフィル処方箋機能、 口頭同意機能等	リモート署名	
				HPKI又はスマホ	マイナンバーカード
1	ウィーメックスヘルスケアシステムズ株式会社	○	△	○	2024年10月
2	ウィーメックス株式会社	○	○	○	○
3	株式会社シーエスアイ	○	○	○	2024年9月
4	株式会社ソフトウェア・サービス	○	○	○	○
5	キャノンメディカルシステムズ株式会社	○	○	○	○
6	タック株式会社	2024年8月		2024年11月	2024年11月
7	株式会社エイトス	2024年10月	2024年10月	2024年10月	2024年10月
8	株式会社エーアイクリエイト	○	△	○	○
9	株式会社エーシーエス	○	2024年10月	○	○
10	株式会社シグマソリューションズ	○		○	
11	株式会社ナイス	○	○	○	○
12	株式会社ファインデックス	○	○	○	○
13	株式会社メディカルJSP	○	○	○	
14	株式会社メディスージュ	○			
15	株式会社レスコ	○	△	2024年10月	2024年10月
16	株式会社ワイズマン	○	○	2025年1月	2025年1月
17	亀田医療情報株式会社	○	○	○	○
18	東亜システム株式会社	○	○		
19	日本アイ・ビー・エム株式会社	○	△	2024年10月	2024年10月
20	日本電気株式会社（NEC）	○	○	○	○
21	富士通Japan株式会社	○	○	○	○

※令和6年7月末時点 ※空欄は対応未定 ※追加機能の△は口頭同意、リフィル処方箋機能の片方に対応済。

2.3 システム事業者における開発・導入状況（医科診療所向け）

- 合計約5万のユーザー施設をもつシステム事業者から開発状況等を確認。現時点で多くの事業者が電子処方箋に対応済。
（注）令和2年の医療施設調査（厚生労働省）によると、令和2年時点の医科診療所の電子カルテ導入数は51,199施設
- 基本機能は多くのシステム事業者が対応済。マイナンバーカードを活用した電子署名も早期開発要請を継続して実施し、令和6年内には半数以上のシステム事業者が対応する予定。

	ベンダ名	基本機能	追加機能 リフィル処方箋機能、 口頭同意機能等	リモート署名	
				HPKI又はスマホ	マイナンバーカード
1	ウィーメックスヘルスケアシステムズ株式会社	○	△	○	2024年10月
2	ウィーメックス株式会社	○	○	○	○
3	株式会社シーエスアイ	○	○	○	2024年9月
4	株式会社ソフトウェア・サービス	○	○	○	○
5	タック株式会社	2024年8月	2024年11月	2024年11月	2024年11月
6	メディカルストラクチャー株式会社	○	○		○
7	株式会社EMシステムズ	○	○	2024年10月	2024年10月
8	株式会社エーシーエス	○	2024年10月	○	○
9	株式会社シグマソリューションズ	○		○	
10	株式会社ダイナミクス	○	○		
11	株式会社ナイス	○	○	○	○
12	株式会社ビー・エム・エル	○			
13	株式会社ファインデックス	○	○	○	○
14	株式会社メディカルJSP	○	○	○	
15	株式会社ユヤマ	○	2024年10月	2024年10月	2024年10月
16	株式会社ラボテック	○	△		
17	株式会社レスコ	○	△	2024年10月	2024年10月
18	株式会社ワイズマン	○	○	2025年1月	2025年1月
19	亀田医療情報株式会社	○	○	○	○
20	東亜システム株式会社	○	○		
21	日本アイ・ビー・エム株式会社	○	△	2024年10月	2024年10月
22	富士通Japan株式会社	○			

※令和6年7月末時点 ※空欄は対応未定 ※追加機能の△は口頭同意、リフィル処方箋機能の片方に対応済。

2.3 システム事業者における開発・導入状況（歯科診療所向け）

- 合計約3.5万のユーザー施設（歯科診療所）をもつシステム事業者から開発状況等を確認。
- 基本機能については、令和6年7月末時点で報告があったシステム事業者の多くが対応済。

	ベンダ名	基本機能	追加機能 リフィル処方箋機能、 口頭同意機能等	リモート署名 下欄は本人認証方式でいずれもHPKIの申請要	
				HPKI又はスマホ	マイナンバーカード
1	ウィーメックスヘルスケアシステムズ株式会社	○	△	○	2024年10月
2	エヌディーエル株式会社				
3	サンシステム株式会社				
4	デンタルシステムズ株式会社	2024年12月	2024年12月	2024年12月	2024年12月
5	メディカルストラクチャー株式会社	○	○		○
6	株式会社エーアイクリエイト	○	△	○	○
7	株式会社エクセルシオ	○	○		2024年10月
8	株式会社シグマソリューションズ	○		○	
9	株式会社ノーザ	○	△		
10	株式会社ミック	○			
11	株式会社モリタ	○			

※令和6年7月末時点 ※空欄は対応未定 ※追加機能の△は口頭同意、リフィル処方箋機能の片方に対応済。

2.3 システム事業者における開発・導入状況（薬局向け）

- 合計約5.5万のユーザー施設をもつシステム事業者から開発状況等を確認。現時点で多くの事業者が電子処方箋に対応済。
- 追加機能については、令和6年7月末時点で報告があったシステム事業者の約半数が対応しており、今後も開発が進行する予定。

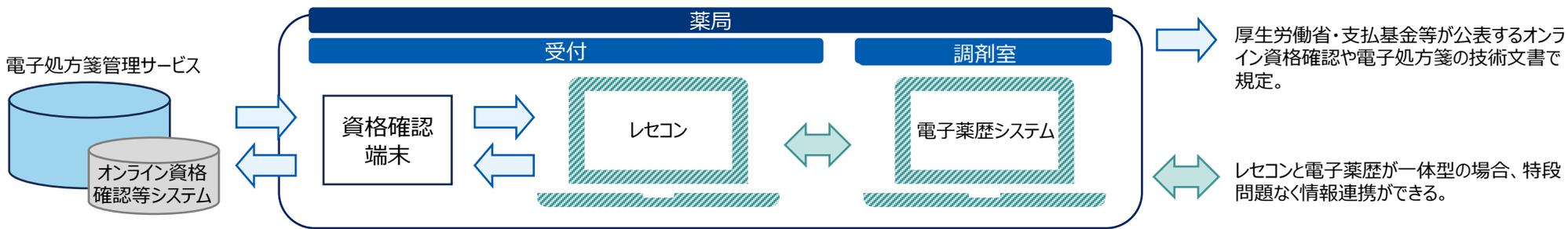
	ベンダ名	基本機能	追加機能 リフィル処方箋機能、 口頭同意機能等	リモート署名	
				HPKI又はスマホ	マイナンバーカード
1	ウィーメックスヘルスケアシステムズ株式会社	○	○	○	2024年10月
2	ウィーメックス株式会社	○	○	○	○
3	株式会社モイネットシステム	○	○	○	2024年12月
4	クラフト株式会社	○	△		
5	ノアメディカルシステム株式会社	○	△		2025年1月
6	メディカルストラクチャー株式会社	○	○		○
7	株式会社EMシステムズ	○	○	2024年10月	2024年10月
8	株式会社シグマソリューションズ	○		○	
9	株式会社ネグジット総研	○	○	○	2024年9月
10	株式会社ユニケソフトウェアリサーチ	○	○	○	○
11	三菱電機ITソリューションズ株式会社	○	○	○	○
12	東邦薬品株式会社	○			
13	日本調剤株式会社	○	○	○	

※令和6年7月末時点 ※空欄は対応未定 ※追加機能の△は口頭同意、リフィル処方箋機能の片方に対応済。

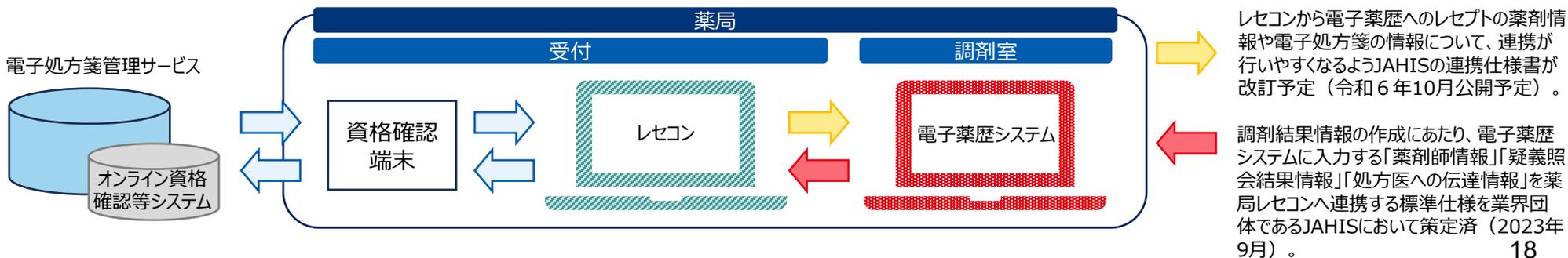
2.3 電子処方箋の内容や患者の過去の医療情報等の閲覧について

- これまで、薬局システム情報連携については、日本薬剤師会が定める情報共有のための仕様（調剤システム処方IF共有仕様（NSIPS®））や、JAHIS（一般社団法人保険医療福祉情報システム工業会）が定める技術文書等を踏まえて行われてきた。
- 一方、レセプトの薬剤情報や電子処方箋の情報についても、情報共有に係る検討が必要となってきたが、レセコンと電子薬歴について異なるシステム事業者のシステムを採用している場合には、両システム間で十分な情報共有が行われていない。
- このため、レセコン-電子薬歴の連携を図られるよう、厚生労働省とJAHISで調整。JAHISにて令和5年9月、連携仕様書において、「電子薬歴→レセコン」の情報連携の方法を策定済。さらに「レセコン→電子薬歴」の情報連携方法についても令和6年10月に公開予定。

<一体型の場合（同じシステム事業者のレセコン・電子薬歴を使っている場合）>



<別体型の場合（別のシステム事業者のレセコン・電子薬歴を使っている場合）>



2.3 [参考] 調剤済み処方箋の保存サービスについて

- 薬局が電子処方箋により調剤を行った場合、調剤結果を作成して電子署名をしたうえで、電子処方箋管理サービスに登録する。その後、電子処方箋管理サービスから薬局にタイムスタンプを付与したデータを返し、当該データを薬局で保管することになっている。
- 本機能は、薬局が、電子処方箋だけでなく紙処方箋のものを含めた調剤結果のデータを5年間電子処方箋管理サービスに保存できる、希望制の有償のサービス。

本機能のメリット

電子処方箋だけでなく、紙の処方箋に対する調剤結果のデータも保存できる

- ※処方箋データが登録されていない紙の処方箋の調剤結果も保存できます
- ※既に調剤した処方箋も、調剤結果登録日から100日以内であれば保管可能です

保存した電子処方箋の調剤結果データは原本として扱うことができ、
監査等の際に取り出すことも可能

サービス利用料は実費を加味し、2,500円/年と安価

- ※サービス利用料は、年に1回、社会保険分の調剤報酬支払額から控除される予定です

災害時等においても、クラウド上で対策を実施しており、
データの紛失のリスクが低い

利用申請方法

利用申請は医療機関等向け総合ポータルサイトから受け付けています。



▼利用申請はこちら
[調剤済み処方箋の保存サービスの利用申請](#)

2.4 電子処方箋の理解向上のための取組み

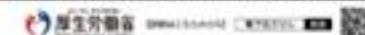
- 医療機関・薬局、システム事業者に具体的な運用について理解を深めて頂くべく、厚生労働省職員が全国に赴き説明・講演を重ねている。
- 国民向けにも周知広報を強化。

【医療機関・薬局、システム事業者向け】

- 学会、医師・薬剤師団体、システム事業者等の依頼に基づき、講演をこれまで累計200回以上実施。
- オンライン説明会を計8回実施、マイナ保険証の利用率向上と連携したオンライン説明会を実施。（令和6年8月末時点、累計40万回以上の再生）
- 月次で「医療DXに係るシステム事業者勉強会」を開催。
- 医療機関・薬局、システム事業者、自治体関係者と、各施設や地域の取組の共有、追加機能等に関する意見交換会を毎月開催。
- 運用開始した施設の要望等を踏まえ、「用法マスタに関する資料」、「電子処方箋及び紙の処方箋の取り扱いに関する資料」、「処方・調剤情報（1ヶ月以内の薬剤情報含）の確認に関する案内」といった運用に役立つ資料を更新。

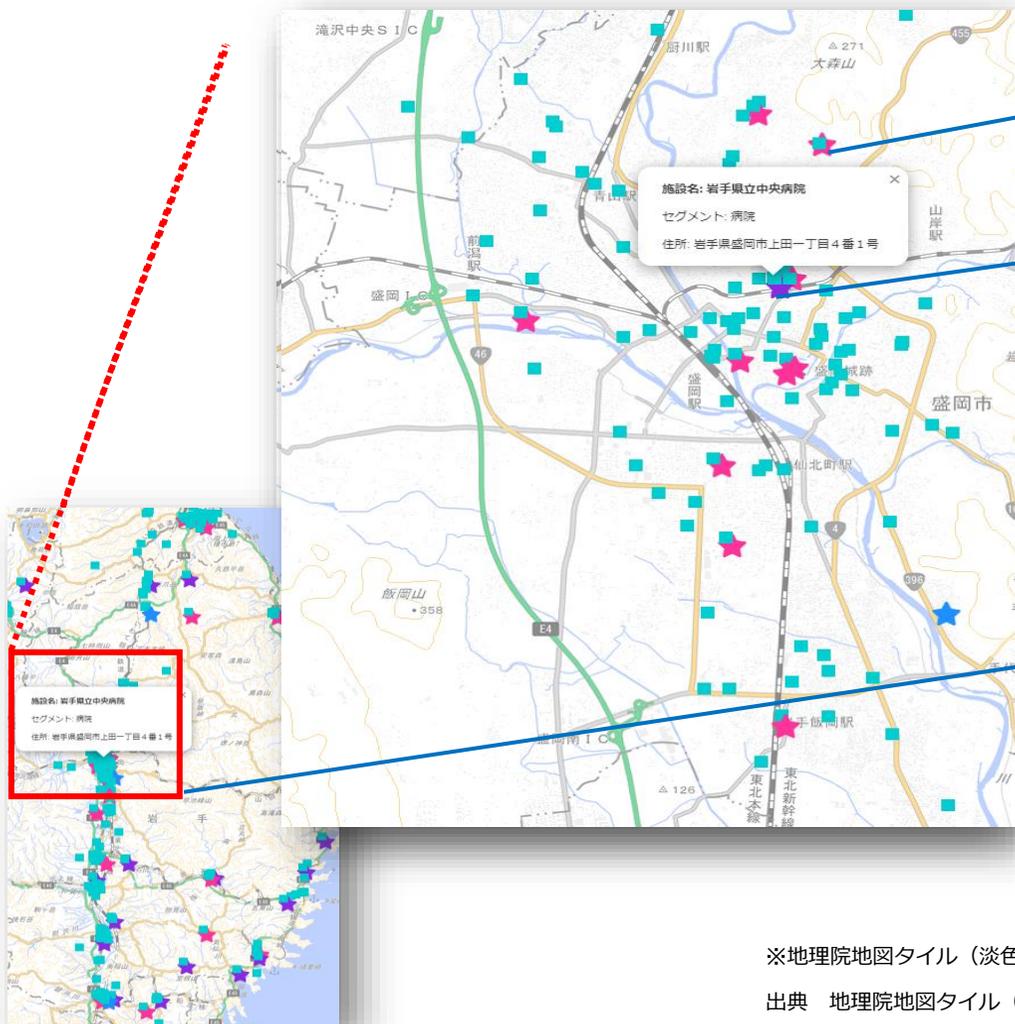
【国民向け】

- TVアニメ「薬屋のひとりごと」とタイアップした周知広報。
- 約278万事業所にリーフレットを送付、従業員への周知を呼び掛け。



2.4 電子処方箋対応医療機関・薬局のマップの公表

- 患者が地図上から運用開始施設を検索できるよう、電子処方箋に対応した医療機関・薬局のマップを厚生労働省ホームページに掲載。毎月更新。



病院★、医科診療所★、歯科診療所★、
薬局■をアイコンで表示。

アイコンをクリックすると、
施設名、住所の確認が可能。

地図の拡大・縮小が可能。
スマートフォンからも閲覧しやすい。

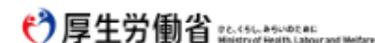
※地理院地図タイル（淡色地図）に厚生労働省で電子処方箋に対応した医療機関・薬局に印を追記しています。

出典 地理院地図タイル（淡色地図）<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>

2.4 電子処方箋の導入状況に関するダッシュボード

- 患者、医療従事者、行政が最新の状況を理解しやすくすることを図るため、2024/7/31にデジタル庁HPにおいて電子処方箋の導入状況に関するダッシュボードの掲載を開始。都道府県別の導入状況の比較が容易に。毎月更新。

都道府県毎の電子処方箋の導入状況



2.4 [参考] 電子処方箋に関する情報掲載先

電子処方箋



https://www.mhlw.go.jp > ... > 医薬品・医療機器

電子処方箋 - 厚生労働省

電子処方箋の導入により
プレアポイドにつながった
事例や、運用を開始した
施設のコツを参照いただけ
ます。

[リンクはこちら](#)

利用申請、運用開始日入力、
導入費用にかかる補助金の
申請はポータルサイトから。

[リンクはこちら](#)

電子処方箋

◆こちらは医療機関・薬局向け、医療機関等検索サイト運営者向けの情報です。[リンクはこちら](#)
国民の皆さまは「国民の皆さま向け情報」をご覧ください。

◆電子処方箋の手順書・マニュアル、利用申請、運用開始日入力、補助金申請等は、社会保険診療報酬支払基金医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。
(社会保険診療報酬支払基金が運営する医療機関等向け総合ポータルサイトにアクセスします。2024年7月時点のURLです。)

国民の皆さま向けの情報

[詳細を見る](#)

電子処方箋の利用ケースやメリットを、
国民の皆さま向けにわかりやすく
ご紹介しています。

[詳細を見る](#)

医療機関等向けポータルサイト

電子処方箋導入事例

導入から運用、施設間での連携事例を紹介します

[詳細を見る](#)

導入事例以外でも！

プレアポイドにつながった事例など、電子
処方箋の好事例を紹介します！

電子処方箋

対応医療機関・薬局の一覧

(リフィル処方箋機能含)

社会保険診療報酬支払基金
医療機関等向け
総合ポータルサイト

周知広報資材情報
ポスター・リーフレット等

システムベンダ向け情報

医療機関・薬局の皆さまが導入準備～運用開始後まで参考にしていただける資料、補助金、都道府県助成について掲載しています。

電子処方箋対応
医療機関・薬局一覧



電子処方箋の導入状況
に関するダッシュボード



電子処方箋の利用方法、
Q&Aなど患者さんにご案内
いただける情報を掲載して
います。

[リンクはこちら](#)

・電子処方箋の運用を開始した医療機関・薬局の一覧
・電子処方箋の導入状況に関するダッシュボード
・電子処方箋対応医療機関・薬局マップ
を掲載しています。

[リンクはこちら](#)

電子処方箋について患者さんへの案内、医療機関・薬局内の理解促進に活用いただける資料を掲載しています。

[リンクはこちら](#)